

公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等

第1 証人の出頭及び証言を確保するための方策

1 証人の不出頭、宣誓・証言拒絶の各罪の法定刑の引上げ

考えられる制度の概要

証人の不出頭、宣誓・証言拒絶の各罪の法定刑（10万円以下の罰金又は拘留）を以下のとおり引き上げる。

$\left\{ \begin{array}{l} 1 \text{年} \\ 2 \text{年} \end{array} \right\}$ 以下の懲役 又は $\left\{ \begin{array}{l} 20 \text{万円} \\ 30 \text{万円} \\ 50 \text{万円} \end{array} \right\}$ 以下の罰金

【検討課題】

- 行政機関等への不出頭等の罪の法定刑と比較して、同程度の法定刑とするか、より重い法定刑とするか。
- 懲役刑とするか、禁錮刑とするか。
- 罰金刑を引き上げるべきか。
- 身体検査への不出頭等の罪（刑訴法第134条、第138条）の法定刑も引き上げるべきか。

2 証人の勾引要件の緩和

考えられる制度の概要

証人の勾引要件を緩和し、召喚手続を経ずに証人を勾引できるものとする。

A案

正当な理由がなく、召喚に応じないとき、又は召喚に応じないおそれがあるときは、勾引することができる。

B案

正当な理由がなく、召喚に応じないとき、又は召喚に応じないおそれが明らかであるときは、勾引することができる。

【検討課題】

- 被告人の勾引要件（刑訴法第58条）と同じとするか（A案）、要件をより厳格なものとするか（B案）。
- 裁判所が証人を召喚する根拠を明確化（刑訴法第57条を証人に準用）すべきか。これにより現行の刑訴法第152条の「更にこれを召喚し」は不要とならないか。

第2 証拠隠滅等罪等の法定刑の引上げ

1 証拠隠滅等，犯人蔵匿等の各罪の法定刑の引上げ

考えられる制度の概要

証拠隠滅等，犯人蔵匿等の各罪の法定刑（2年以下の懲役又は20万円以下の罰金）を，以下のとおり引き上げる。

$\left\{ \begin{array}{l} 3 \text{ 年} \\ 5 \text{ 年} \end{array} \right\}$ 以下の懲役 又は $\left\{ \begin{array}{l} 30 \text{ 万円} \\ 50 \text{ 万円} \end{array} \right\}$ 以下の罰金

【検討課題】

- 業務妨害罪や強制執行妨害関係の罪の法定刑との均衡を考慮すべきか。
- 罰金刑を引き上げるべきか。
- 現行の法定刑の下における処分及び量刑の状況からして，どの程度の引上げが適切か。

2 証人等威迫罪の法定刑の引上げ

考えられる制度の概要

証人等威迫罪の法定刑（1年以下の懲役又は20万円以下の罰金）を，以下のとおり引き上げる。

$\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{ 年} \\ 3 \text{ 年} \\ 5 \text{ 年} \end{array} \right\}$ 以下の懲役 又は $\left\{ \begin{array}{l} 30 \text{ 万円} \\ 50 \text{ 万円} \end{array} \right\}$ 以下の罰金

【検討課題】

- 証拠隠滅等，犯人蔵匿等の罪の法定刑との均衡を考慮すべきか。
- 暴行罪，脅迫罪の法定刑との均衡を考慮すべきか。
- 暴力行為等処罰に関する法律第2条の罪（集团的，常習的面会強請・強談威迫）の法定刑との均衡を考慮すべきか。
- 罰金刑を引き上げるべきか。
- 現行の法定刑の下における処分及び量刑の状況からして，どの程度の引上げが適切か。

第3 被告人の虚偽供述に対する制裁

考えられる制度の概要

被告人に証人適格を認め、被告人又は弁護人から請求があるときは被告人を証人として尋問するものとし、被告人が証人として行った偽証にも偽証罪（刑法第169条）が適用されるものとする。

※ 別案として、被告人質問における虚偽供述を処罰対象とする罰則を新設することも考えられる。

【検討課題】

(1) 被告人が証人となるための手続

- 被告人又は弁護人が請求した場合に、被告人を証人として尋問する。
 - ・ 被告人側から請求があったときは必ず尋問する一方、検察官の請求や職権による尋問は認めないものとしてよいか。

(2) 包括的黙秘権及び証言拒絶権の取扱い

- 自己負罪拒否特権、証人尋問の在り方などの観点を踏まえ、どのような取扱いが適切か。

A案

被告人が証人となる場合にも、包括的黙秘権（刑訴法第311条第1項）の行使を認める。

B案

被告人が証人となる場合は、包括的黙秘権を放棄したものとし、一般の証人と同様の証言拒絶権（刑訴法第146条等）の行使のみを認める。

※ 刑訴法第146条の証言拒絶権については、一度ある事項について供述すれば、その事項については証言拒絶権を放棄したものとみなされ、反対尋問などでの更なる尋問に証言を拒めないところ、被告人が証人となる場合も同様に解すべきか。

(3) 証人尋問に関する規定の適用範囲

- 宣誓に関する規定は、被告人が証人となる場合にも適用する。
- 被告人の尋問権、付添い・遮へい・ビデオリンクなどの規定は、被告人が証人となる場合には適用しない。

(4) 現行の被告人質問（刑訴法第311条第2項・3項）の存廃

- 真実の供述の確保，被告人の防御の機会の保障などの観点を踏まえ，どのように考えるか。

A案

被告人質問を存置し，被告人は，証人として供述するか被告人質問において供述するかを選択できることとする。

B案

被告人質問は，廃止する。

(5) 冒頭手続における陳述や最終陳述の取扱い

- これらの手続における被告人の陳述について，証拠とはならないものとするか。

(6) その他（制度の採否に関連する検討課題等）

- 被告人の防御との関係
- 現行の量刑実務との関係
- 刑事裁判の在り方への影響（黙秘が増加する可能性など）
- 被告人が偽造・変造証拠を公判で使用する行為を処罰の対象とするものの当否